

市税



8月31日(金)は市県民税第2期の納期限です!

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますので下記までご連絡ください。

便利です! 口座振替

口座振替は一度手続きいただくと金融機関があなたに代わって納期限の日に市税を自動的に納付する制度で、納め忘れがなく便利です。ぜひご利用ください。

■申し込み先

預金口座がある金融機関の本・支店へお申込ください。(※「宜野湾市税口座振替依頼書」は、市内の金融機関または納税課窓口にて用意しています。郵送も致しますので納税課までご連絡ください。)

■手続きに必要なもの

納付書・預貯金通帳・印鑑(通帳届出印)

■取扱金融機関

琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
沖縄県労働金庫 沖縄県農業協同組合 ゆうちょ銀行(郵便局)

問合せ・納付に関するご相談は
納税課 ☎893-4411
(内線 246 ~ 251)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を納められないときはお気軽に納税相談を!

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料のことで困ったときには、まずご相談ください。災害、失業、病気など、予期しないことで収入が著しく少なくなったため、納期限までに納付できないようなことが起きたときは、事情に応じて分割して納めるなどの解決方法を一緒に考えます。お早目に国民健康保険課までご連絡ください。



問合せ・納付に関するご相談は
国民健康保険課 滞納整理係
☎893-4411(内線 142 ~ 145)

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まります!

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることができる後納制度が始まります。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ★ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ★ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。
- ★ ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認いただけます。

※ 後納制度による納付をするためには事前にお申し込みいただき、審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル **0570-011-050** にお尋ねください。
050または070から始まる電話でおかけになる場合は、TEL **03-6731-2015**



問合せ：コザ年金事務所 ☎ 933-3437